

特定母樹の普及状況について

1. 特定母樹の申請・指定状況

平成25年5月に「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が一部改正され、森林のCO₂吸収固定能力を高めるため、再造林には、基本的に地域特有のニーズ以外は農林水産大臣が指定する特に成長の優れた樹木である特定母樹からの苗木で行うこととなりました。そこで、林木育種センター・育種場では、エリートツリーを中心に特定母樹の申請を行っており、平成27年2月現在での指定・申請状況は下表のとおりです。

表 特定母樹の指定(申請)状況

樹種	育種 基本区	年度		
		H25	H26	
			指定済み	申請数
グイマツ	北海道	1		(19)
スギ	東北			
	関東	17	19	
	関西	21		(5)
	九州	14	5	(2)
	小計	52	24	(26)
ヒノキ	関東			(1)
	関西			(14)
	九州			(1)
	小計			(16)
カラマツ	関東			(15)
合計		53	24	(57)
()は平成27年2月現在申請予定数				

現在の特定母樹77種類のうち71種類はエリートツリーとなっており、林木育種事業の成果が反映されているところです。

2. 特定母樹の増殖

特定母樹は、スギの場合成長が通常の苗木の1.5倍以上で、花粉を発生する雄花の着生量も半分以下ということもあります。多くの需要も見込め早急な普及が必要です。このため、林木育種センター・育種場では、都道府県や都道府県に認定された民間事業者(認定特定増殖事業者)等へ配布するための特定母樹の増殖を優先するとともに、特定母樹を安定的に供給するための原種園の造成も同時に進めています。



林木育種センターで増殖中のスギ特定母樹（平成26年11月）

3. 特定母樹の配布手続

林木育種センター・育種場からの特定母樹の配布先は、都道府県及び認定特定増殖事業者等となります。配布する前に種苗数量の調整のため、都道府県には認定特定増殖事業者からの要望も含めた5か年間の種苗配布要望計画を取りまとめ・作成してもらうこととなります。

また、新たに種苗配布を行うこととなった認定特定増殖事業者に配布するため、林木育種センター・育種場が特定母樹を生産する前に、「特定増殖事業計画実施のための特定母樹の種苗配布に関する基本合意書」(以下「基本合意書」という。)を認定特定増殖事業者と林木育種センターとの間で締結します。この基本合意書は、民間の商取引で締結されている売買基本契約書に当たるもので、都道府県から認定された特定増殖事業計画の着実な実行や採種園等の整備に対する支援など円滑な特定母樹の増殖や配布が図られるよう、双方で合意するものです。

今年度は初めて認定特定増殖事業者にも特定母樹を配布することとしており、平成27年2月12日現在の基本合意書の締結は5件となっていますが、3月までにはさらに増える予定です。

(育種部 指導課 塚本 徹)